

新潟大学修学応援・生活支援金（新型コロナ対策特別支援）実施要領

令和2年7月10日

国立大学法人新潟大学理事（教育・学生支援担当）裁定

一部改正 令和2年12月28日

一部改正 令和3年3月25日

一部改正 令和3年7月15日

1 目的等

このたびの新型コロナウイルスの影響により、経済的に困窮し、その修学及び生活の継続が危機的状況にある学生を支援するため、緊急避難措置としての一時金「新潟大学修学応援・生活支援金」（以下「支援金」という。）を該当する学生に給付する。

2 対象学生（以下①、②の要件を全て満たす者）

- ① このたびの新型コロナウイルスの影響により、「学資負担者の収入が激減した」又は「学生本人のアルバイト等による収入が激減した」等の理由で、経済的に著しく困窮し、その修学及び生活の継続が危機的状況にある者
- ② 新潟大学新型コロナ対策緊急学生サポート窓口が支援の必要性を認めた者

3 支援金額等

5万円を一時金として給付し、返還を要しない。

4 申請方法

支援を希望する学生（以下「申請者」という。）は、新型コロナ対策緊急学生サポート窓口（学務部学生支援課内）に相談のうえ、以下の申請書類等を郵送（レターパック）又は窓口持参により提出する。

- ① 給付申請書【様式：表面】
- ② 面接カード【様式：裏面】

提出先

新潟大学新型コロナ対策緊急学生サポート窓口（学務部学生支援課内）

住所 〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

5 申請受付期間

本要領裁定日から令和4年3月31日（木）まで

6 受給者の決定

申請者から提出された申請書類等をもとに面接を行い、受給者を決定する。

面接日時の連絡は、適宜メールにより行う。

7 その他

(1) 受給決定後、申請書、面接内容等の確認を行うため、以下の書類の提出を求めることがある。

- ① 学資負担者の住民税課税額が判別できる書類
- ② アルバイト収入の減少を証明する給与明細、又は給与支払口座（該当部分）の写し
- ③ 仕送りが少ないこと等を証明する口座（該当部分）の写し
- ④ その他、本学が必要と判断した書類

(2) 申請内容に虚偽があった場合、又は支援金の給付を受けるものとして適当でないと判断される事実があった場合は、給付を取り消し、支援金の返還を求める。

本件担当

新潟大学新型コロナ対策緊急学生サポート窓口
(学務部学生支援課内)

〒950-2181

新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地

電話：025-262-6084

E-mail：peersupport@ge.niigata-u.ac.jp